

# 地域包括支援センターは 老後の安心を地域で支えるしくみです

介護保険法が改正され本市地域包括支援センターが設置されました

平成18年4月1日に介護保険法が改正され地域支援事業を行うことが新たに規定されました。地域支援事業とは、地域のすべての高齢者を対象者にして、要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても、可能な限り、地域において自立した日常生活が送れるよう支援する事業です。これを推進していくのが本市地域包括支援センターで、平成18年4月1日、介護いきがい課に設置されました。

本市地域包括支援センターでは、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士の3職種が配置され、次の業務を担当します。

保健師は、介護予防ケアプランの作成や介護予防指導を担当します。

主任ケアマネジャーは、医療機関との連携や担当地域のケアマネジャーの指導などを担当します。

社会福祉士は、高齢者の介護・福祉等に関する総合相談を担当します。

Q 地域包括支援センターは何をするところですか？

A 保健・福祉・介護という3分野の専門職が連携して地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者等と協力して高齢者の次のような相談に対応する機関です。

地域包括支援センターの主な仕事には次のようなものがあります。

- 高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業（新予防給付、地域支援事業）のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業など

Q 状態を改善し悪化を防ぐ新予防給付（介護予防サービス）が新設されましたが、現在「要介護1」の認定を受けており、今後「要支援（新予防給付）」と認定されたら、サービス利用がでなくなるのではないですか？

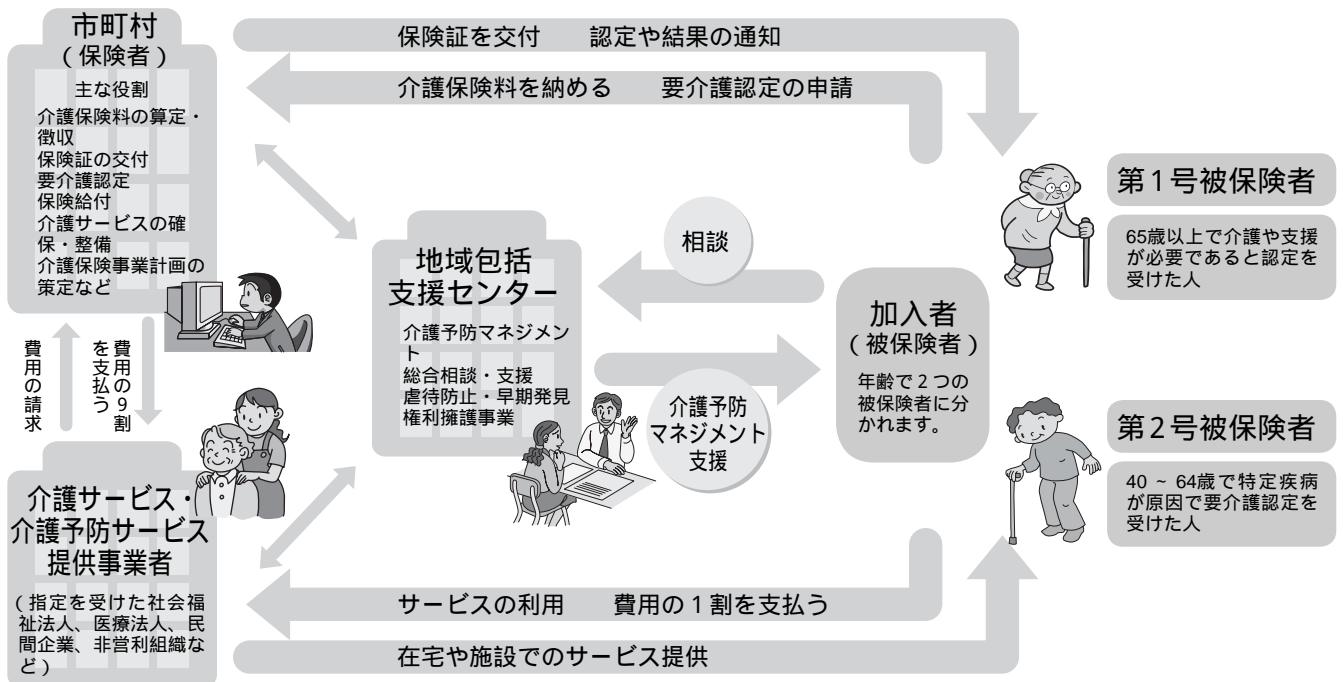
A サービスが利用できなくなるわけではありません。新予防給付ではヘルパー等にはなく、できることはなるべく自分で行うことで心身の状態の悪化を防いだり、改善を図ります。

Q 介護予防はどのようなメリットがあるのですか？

A 介護予防によって、自立したその人らしい生活をめざすことができます。体は使われないと次第に衰えていく可能性があります。そうならないように介護予防のサービス提供を行っています。

介護いきがい課 1127

## 地域包括支援センターのしくみと加入者



# 宅地公売のご案内



市では、3地区で施行している土地区画整理事業地内の宅地（保留地）を次のとおり公売します。

合支所1階ロビーで受け付けます。

申込資格・要件

- ・市税を滞納していない個人
- ・申し込みは、1世帯につき1画地まで

抽選日 6月21日

抽選会場 市役所6階

大会議室

小島西地区（16画地）

公売面積 150・71

公売価格 約690万円

約1、404万円

朝日町地区（8画地）

公売面積 51・87

公売価格 約84万円

約1、721万円

児玉南地区（7画地）

公売面積 208・14

公売価格 約582万円

約1、507万円

公売方法 公開抽選による

受付 6月8日～13日

午前8時30分～午後5時15分

受付場所 市役所2階区画整理課または総合支所2階都市整備課

市整備課

6月10日・11日は、市役所1階市民ホールまたは総

今回の公売で申し込みのなかった物件については、7月21日から先着順で随意契約により売却します。（法人可）

区画整理課 1144

総合支所都市整備課 姫1

331（内線233）

建築主のみなさまへ  
安全で安心できる  
住宅を作るには

工事監理者を定めましょう

近年、施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルが、大きな社会問題となっています。

苦勞して手に入れた、人生の中で最も大きな買い物「住宅」に重大な欠陥があつては大変です。そこで、住宅の工事全体について、建築士の資格を持った専門家がきちんとチェックする「工事監理者」を選任することが法律により定められています。

完了検査を受けましょう

工事が完了したとき、建築主は、完了検査の申請が法律により定められていますので、使用する前に必ず検査を受けてください。検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」を交付します。

\*お問い合わせは左記へ

建築開発課 1140

本庄県土整備事務所開発建築部 3145

「都市再生街区基本調査」に伴う測量の実施について

国土交通省の実施する「都市再生街区基本調査」の一環として、国土地理院が市内の人口が集中している地区の一部を対象に測量を実施します。

測量は、測量基準点を設置する「街区基準点測量」、現在の道路・河川・水路などに囲まれた土地（街区）の角にあたる点（街区点）を測定す

る「街区測量」を実施します。なお、作業は腕章をつけ、身分証明書を携帯した者が行います。

期間 平成18年6月～平成19年3月

\*お問い合わせは、国土地理院関東地方測量部（03-5213-2051）へ

建設課 1135

## 春の叙勲に各氏

政府は、4月29日付で春の叙勲を発表しました。元本庄市長の茂木稔氏「北堀」が旭日中綬章を、元児玉郡市消防本部消防長の門倉初彦氏「四方田」が瑞宝双光章を受章されました。



旭日中綬章  
茂木 稔 氏



瑞宝双光章  
門倉 初彦 氏

## 高齢者叙勲

5月1日、元本庄仲町郵便局長の山崎岩雄氏「前原1」が瑞宝双光章を受章されました。



瑞宝双光章  
山崎 岩雄 氏